

令和2年度 第1回 南砺市指定管理者評価委員会次第

日時：令和2年10月14日（水）午後3時～

場所：南砺市役所本館401会議室

開 会

1. 委員長あいさつ

2. 協議事項等

モニタリング評価に基づく総合評価結果について

資料2

評価判定見直しについて

資料3

<参考資料>

モニタリング結果に基づく総合評価方法の考え方について

資料1

次回協議事項

1) モニタリング結果に基づく総合的な評価について

- ・改善勧告について
- ・経営改善計画について

2) 指定管理者制度運用指針の見直しについて

モニタリング結果に基づく総合的な評価について

■評価の考え方

指定管理者制度導入施設は、その設置目的や機能が様々で、評価を行う際には施設の特性や立地条件を考慮した上で実施している。評価は「指定管理者モニタリングシート」を使用し、事務局及び担当課による指定管理者へのヒアリングと実地調査、指定管理者による自己評価（セルフモニタリング）などを取りまとめたものを事務局（案）として、指定管理者評価委員会に提出し最終決定する。

■モニタリング対象施設

モニタリング評価は、次のいずれかに該当する施設を対象に実施する。

- ア. 公募により指定した公の施設
- イ. 単年度の指定管理料が1千万円を超える公の施設
- ウ. スキー場、温泉温浴施設、宿泊施設等の基幹施設
- エ. その他選定委員会が必要と認めた施設

■評価の方法

ア. 実績（利用数等、事業収支）
イ. 管理（施設の管理状況及び管理体制）
ウ. サービス向上（利用者拡大やサービス向上に対する取組状況）
エ. 利用者アンケート（施設利用に関する満足度）
オ. 参考資料（指定管理者の経営状況（貸借対照表・損益計算書の異常値の有無）等の状況から判断し、施設（指定管理者）の運営状況について総合評価を行う。
主な項目の評価基準や総合評価の方法は次のとおり。

① ア. 実績

i) 利用実績の評価基準：施設の利用実績を下記の評価基準に基づき評価する。

- ◎：対計画比の増減率の平均が 110%以上
- ：対計画比の増減率の平均が 100%以上
- △：対計画比の増減率の平均が 100%未満
- ×：対計画比の増減率の平均が 90%以下

ii)事業収支の評価基準：施設管理分、自主事業分（該当施設のみ）の収支について指定管理料も含めた剰余金額（収支差額）の対計画差の状況に基づき評価する。

- ◎：収入の増、支出経費の削減などの効果で、譲渡金額の対計画差が120%以上
 ○：剰余金額の対計画差がプラスになっている
 △：剰余金額の対計画差がマイナスになっている
 ×：収入の減、支出経費の削減も認められない結果、剰余金額の対計画差が80%以下

② モニタリング結果の総合評価

総合評価は、施設特性によって分類した施設類型（別紙参照）を基に、重視評価項目も考慮した上で、総合評価としてA・B・Cの3区分による評価を行う。なお、3区分の評価内容は以下のとおりとし、評価委員会において決定する。

また、C評価となった施設については指定管理者に対して期限を定めて改善勧告を行い、改善されなかった場合は指定の解除を実施することとする。

- A評価：高いレベルで管理されている
 B評価：期待するレベルをクリアしている
 C評価：期待するレベルに到達していない → 改善勧告・指定の取消し

〔判定基準〕 ※網掛は、施設分類毎の重視項目

項目		施設分類			
		I. 地域援助型	II. 民間競合型	III. 公共機能保守形	IV. 公共機能増進型
評価項目	ア. 実績	×が無いこと	×が無いこと	×が無いこと	×が無いこと
	イ. 管理割合	100%			
	ウ. サービス向上	80%以上	80%以上	80%以上	80%以上
	エ. 利用者アンケート	4点以上	4点以上	4点以上	4点以上
総合評価	A	イ. の管理割合が100%で、下記の基準を満たす場合			
		ア、エのいずれかとウが基準以上	ア、ウが基準以上	ア、ウのいずれかとエが基準以上	ウ、エが基準以上
	B	A、C以外			
C	<ul style="list-style-type: none"> ●ア. 実績において×が2つ以上、かつ、ウ. サービス向上において70%未満の場合 ●イ. 管理割合の基準を満たさない施設 （避難訓練未実施や管理運営上必要な資格者が不在等、安全管理を怠っている施設等）				

■ モニタリング結果の報告、公表

評価委員会で決定した総合評価結果については、「南砺市指定管理者モニタリング評価結果」により、選定委員会へ報告するとともに、南砺市ホームページ等によって広く市民及び利用者に公表する。

また、指定管理者へ通知（C評価の場合は改善勧告も含め）を行うことにより、公の施設でのサービス水準を高め、市民の施設利用満足度の向上に繋げる。

令和2年度 南砺市指定管理者モニタリング対象施設一覧(施設分類別一覧)

I. 地域援助型					II. 民間競合型							
No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	
1	井波彫刻総合会館 井波芸術の森	井波				7	五箇山和紙の里 (五箇山和紙工芸研究館等)	平				
2	桂湖レクリエーション施設	上平	<p>収益性が高い施設だが、立地条件が悪いことを考慮し、利用実績や事業収支の増加よりも、地域活力に寄与するため、利用者拡大やサービス向上などの取組みを重視すべき施設</p> <p>【重視する評価項目】 ウ. 利用者拡大やサービス向上に対する取組み状況</p>			8	道の駅福光「なんと一福茶屋」 福光紹興友好物産館	福光				
3	利賀活性化施設 (そばの郷、瞑想の郷、国際キャンプ場)	利賀					9	イオックス・ヴァルト	福光	<p>事業特性や立地条件から、民間事業者との競合にも負けない高い収益性に繋がる運営が必要であり、またサービス向上に対する取組みも重視する施設</p> <p>【重視する評価項目】 ア. 施設の運営状況 ウ. 利用者拡大やサービス向上に対する取組み状況</p>		
4	利賀天竺温泉の郷	利賀					10	五箇山合掌の里 (合掌造り宿泊棟・合掌コテージ等)	上平			
5	たいらスキー場	平					11	桜ヶ池クアガーデン	城端			
6	つくばね森林公園	城端					12	国民宿舎「五箇山荘」	平			
							13	タカンボースキー場	上平			
						14	IOX-AROSAスキー場	福光				
						15	城端織物会館	城端				
III. 公共機能保守型					IV. 公共機能増進型							
No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	No.	施設名	地域	
16	井口デイサービスセンター	井口				22	都市公園 「閑乗寺公園」	井波	34	城端伝統芸能会館 「じょうはな座」	城端	
17	平・上平・利賀デイサービスセンターほか	3地域	<p>地域の公共機能を担保する目的であるため収益性は低く、立地条件も悪いことから比較的地域住民の利用に主眼を奥施設であり、利用者からの意見を重視すべき施設</p> <p>【重視する評価項目】 エ. 利用者からの意見</p>			23	井波社会体育館ほか	井波	35	体育施設(福光里山体育館ほか) 福光里山野営場ほか	福光	
18	福光福祉の家 「光龍館」	福光					24	福野体育館ほか	福野	36	クレー射撃場	福光
19	くろば温泉	上平					25	福光体育館ほか	福光	37	城端勤労青少年ホーム	城端
20	児童館 (城端・井波・福野・福光)	4地域					26	城南屋内グラウンドほか	城端	38	いなみ交流館「ラフォーレ」	井波
21	ふれあい温泉センター「ゆ〜楽」	平					27	福光プール、屋内グラウンド 総合グラウンド	福光	39	城端温水プール	城端
							28	ゆ〜ゆらんど 「花椿」	井口	40	福野産業文化会館	福野
						29	園芸植物園・いのち椿館	2地域	41	福野文化創造センター「ヘリオス」	福野	
						30	高瀬コミュニティ施設 「あずまだち高瀬」	井波	<p>地域の公共機能を担保する目的であり収益性は低く、利用者からの意見を重視するが、立地条件は良く利用の拡大・増進を目指し、サービスの向上の取組みも重視する施設</p> <p>【重視する評価項目】 ウ. 利用者拡大やサービス向上に対する取組み状況 エ. 利用者からの意見</p>			
						31	井波商業観光拠点施設 「よいとこ井波」	井波				
						32	福光会館 街中にぎわい貳号館	福光				
						33	井波総合文化センター 都市公園「文化緑地」	井波				

※網掛は、新規にモニタリング評価を行う施設

悪い

施設の立地条件

良い

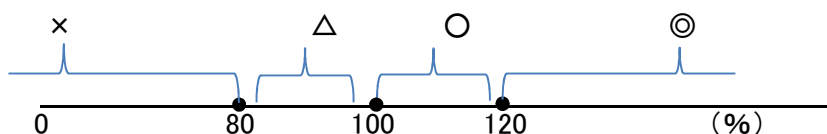


事業収支の評価判定

事業収支の評価判定[◎、○、△、×]は、以下のとおり、
剰余金当初計画が0より大きい場合、0の場合、0より小さい場合に分けて行う

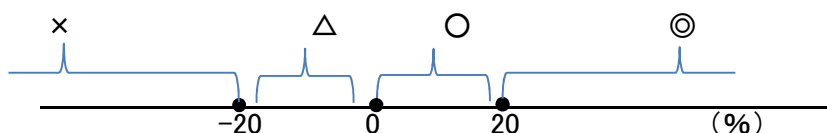
① 剰余金当初計画が0(ゼロ)より大きい場合

剰余金当初計画と剰余金実績の割合(剰余金実績/剰余金当初計画)により判定する



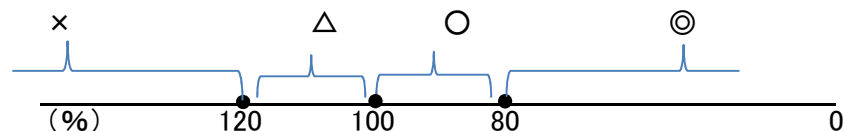
② 剰余金当初計画が0(ゼロ)の場合

収入計画と剰余金実績の割合(剰余金実績/収入計画)により判定する



③ 剰余金当初計画が0(ゼロ)より小さい場合

剰余金当初計画と剰余金実績の割合(剰余金実績/剰余金当初計画)により判定する



現行運用指針の**本文記載P34**

- ◎・・・収入の増、支出経費の削減などの成果で、剰余金額の対計画差が120%以上である
- ・・・剰余金額の**対計画差**がプラスになっている
- △・・・剰余金額の**対計画差**がマイナスになっている
- ×・・・収入の減、支出経費の削減も認められない結果、剰余金額の対計画差が80%以下である

モニタリング評価に基づく総合評価結果について

令和2年10月

南砺市指定管理者評価委員会

南砺市指定管理者モニタリング結果一覧（令和元年度実績評価）

分類	No.	ページ	施設名	地域	担当課名	指定管理者	調査立会人			ア. 実績				イ. 管理	ウ. サービス向上	エ. 利用者アンケート	総合評価				備考				
							R2	R1	H30以前	i) 利用実績							ii) 事業収支		R2	R1		H30	H29		
										1	2	3	4				管理	自主							
I 地域援助型	1	1	井波彫刻総合会館及び井波蒸術の森	井波	商工課	井波彫刻協同組合	○			△			△	×	100.0%	69.2%	4.3点	B	B	B	B				
	2	9	桂湖レクリエーション施設	上平	交流観光まちづくり課	上平観光開発㈱		○		△	×		○	△	100.0%	82.1%	4.7点	A	A	A	A				
	3	17	利賀活性化施設(そばの郷・夢想の郷・国際キャンプ場)	利賀	交流観光まちづくり課	一般財団法人利賀ふるさと財団				×	×	◎	◎	○	×	100.0%	71.8%	-	B	B	B	B			
	4	25	利賀天竺温泉の郷	利賀	交流観光まちづくり課	一般財団法人利賀ふるさと財団			○	◎	○	△		◎		91.9%	58.3%	-	C	B	B	B	避難訓練×		
	5	33	たいらスキー場	平	交流観光まちづくり課	㈱長田組			○	△				◎		97.1%	66.7%	4.点	C	A	B	B	避難訓練×		
	6	41	つくばね森林公園	城端	農林課	(有)高田造園土木				×				×	×	96.9%	71.8%	4.4点	C	-	B	B	消防設備点検×		
分類平均															97.7%	70.0%	4.4点								
II 民間競合型	7	49	五箇山和紙工芸研究館・和紙体験館・たいら檜畑管理棟	平	商工課	一般財団法人五箇山和紙の里	○			○	◎			◎	◎	100.0%	66.7%	4.4点	B	A	B	A			
	8	57	道の駅福光「なんと一福茶屋」及び福光紹興友好物産館	福光	交流観光まちづくり課	道の駅福光㈱			○	△	○			○	◎	100.0%	66.7%	4.1点	B	A	B	B			
	9	65	イオックス・ヴァルト	福光	交流観光まちづくり課	イオックスヴァルト企業組合		○		△	×	○		×	○	100.0%	71.8%	4.6点	B	B	B	B			
	10	73	五箇山合掌の里(合掌造り宿泊棟・合掌コテージ等)	上平	交流観光まちづくり課	一般財団法人五箇山合掌の里	○			×	○			○	×	100.0%	59.0%	4.4点	C	B	B	B	×2、70%未達		
	11	81	桜ヶ池クアガーデン	城端	交流観光まちづくり課	㈱ジェイウィング			○	△	○	△		×		100.0%	86.1%	4.3点	B	B	A	A			
	12	89	国民宿舎「五箇山荘」	平	交流観光まちづくり課	㈱五箇山企画	○			△	×	×		×	△	100.0%	71.8%	4.5点	B	B	B	B			
	13	97	西赤尾山村活性化施設(広場等利用施設管理棟等)及び索道施設(タカンボ)	上平	交流観光まちづくり課	上平観光開発㈱				×	×			×	×	100.0%	76.9%	4.6点	B	B	B	B			
	14	105	医王山麓レクリエーション施設及び索道施設(IOX-AROSA)	福光	交流観光まちづくり課	医王アローザ㈱			○	×	◎	×		×	×	100.0%	82.1%	4.7点	B	B	B	B			
15	113	城端織物会館	城端	商工課	南砺市商工会				△	×			◎	×	100.0%	74.4%	4.6点	B	B	B	B				
分類平均															100.0%	72.8%	4.5点								
III 公共機能保守型	16	121	井ロデイサービスセンター	井口	地域包括ケア課	社会福祉法人福寿会			○	○	◎			◎		100.0%	84.8%	4.5点	A	A	A	A			
	17	129	高齢者生活福祉センター「つつじ荘」、「ネットピア喜楽」、デイサービスセンター(平・上平・利賀)	平・上平・利賀	地域包括ケア課	社会福祉法人南砺市社会福祉協議会				×	×	×		◎		100.0%	72.7%	4.5点	B	B	B	B			
	18	137	福光福祉の家「光龍館」	福光	地域包括ケア課	㈱技研サービス				○				○	◎	100.0%	76.9%	4.5点	A	A	A	B			
	19	145	くろば温泉	上平	福祉課	上平観光開発㈱		○		△				△	×	100.0%	57.8%	4.5点	B	B	A	B			
	20	153	児童館施設(城端、井波、福野、福光)		こども課	学校法人福光キリスト教学園	○			◎				×		100.0%	75.0%	4.4点	B	B	A	A			
	21	161	ふれあい温泉センター「ゆ〜楽」	平	福祉課	特定非営利活動法人ワーカーズコープ			○	×				×		94.6%	72.2%	4.3点	C	C	B	B	避難訓練×		
分類平均															99.1%	73.2%	4.5点								

南砺市指定管理者モニタリング結果一覧（令和元年度実績評価）

分類	No.	ページ	施設名	地域	担当課名	指定管理者	調査立会人			ア. 実績						イ. 管理	ウ. サービス向上	エ. 利用者アンケート	総合評価				備考	
							R2	R1	H30以前	i) 利用実績				ii) 事業収支					R2	R1	H30	H29		
										1	2	3	4	管理	自主									
IV 公共 機能 増進 型	22	169	都市公園「閑乗寺公園」	井波	都市計画課	閑乗寺そよ風の会			○	◎	×			○	◎	100.0%	74.4%	4.5点	B	B	B	B		
	23	177	井波社会体育館ほか	井波	生涯学習スポーツ課	特定非営利活動法人 アイウェアブ		○		◎	×	◎		△	◎	100.0%	84.6%	4.1点	A	B	A	B		
	24	185	福野体育館ほか	福野	生涯学習スポーツ課	特定非営利活動法人 ふくのスポーツクラブ		○		△	△	△		◎	○	100.0%	71.8%	4.6点	B	B	B	B		
	25	193	福光体育館ほか	福光	生涯学習スポーツ課	特定非営利活動法人 福光スポーツクラブ			○	◎	△			△	◎	100.0%	74.4%	4.2点	B	B	A	B		
	26	201	城南屋内グラウンドほか	城端	生涯学習スポーツ課	特定非営利活動法人 クラブJoy			○	◎	×	◎		○	○	100.0%	84.6%	4.6点	A	A	B	B		
	27	209	福光プール及び屋内グラウンド、総合グラウンド	福光	生涯学習スポーツ課	医王アローザ㈱			○	○	◎	○		×	◎	100.0%	82.1%	4.3点	A	A	B	B		
	28	217	井口体験交流センター「ゆ～ゆうランド花椿」	井口	福祉課	トナミグリーン㈱		○			×	×		×	×	100.0%	82.1%	4.点	A	A	A	A		
	29	225	園芸植物園及び井口カイニョと椿の森公園	福野・井口	農林課	特定非営利活動法人 なんと元気			○	◎	×	◎		×	◎	100.0%	82.1%	4.5点	A	B	B	B		
	30	233	高瀬コミュニティ施設「あずまだち高瀬」	井波	農林課	特定非営利活動法人 心泉いなみ		○			×			○		100.0%	35.9%	4.6点	B	B	B	C		
	31	241	井波商業観光拠点施設「よいとこ井波」	井波	商工課	㈱まちづくり井波					○	×	◎		◎	×	100.0%	38.5%	4.4点	C	C	C	B	×2、70%未達
	32	249	福光会館	福光	商工課	ふくみつ光房㈱		○			×			○	◎	100.0%	82.1%	4.6点	A	A	B	B		
	33	257	井波総合文化センター及び都市公園「文化緑地」	井波	生涯学習スポーツ課	オカベ・ホクタテ共同体			○	△	○	◎		◎	×	100.0%	94.9%	4.6点	A	A	B	B		
	34	265	城端伝統芸能会館「じょうはな座」	城端	生涯学習スポーツ課	一般社団法人じょうはな 伝統芸能・文化を護る会					○	○	○		×	◎	100.0%	87.2%	4.5点	A	A	A	B	
	35	273	福光里山体育館ほか	福光	生涯学習スポーツ課	水口造園㈱			○					◎	◎	100.0%	53.8%	4.4点	B	B	B	B		
	36	281	クレ－射撃場	福光	生涯学習スポーツ課	庄川自動車㈱			○		×	◎		×	◎	100.0%	75.0%	4.6点	B	B	B	B		
	37	289	城端勤労青少年ホーム	城端	生涯学習スポーツ課	城端まちづくり協議会					×				◎		100.0%	72.2%	3.8点	B	B	B		
	38	297	いなみ交流館「ラフォーレ」	井波	福祉課	医王アローザ㈱			○		×	○		×		100.0%	80.6%	4.2点	A	A				
	39	305	城端温水プール	城端	生涯学習スポーツ課	医王アローザ㈱					○	△		◎		100.0%	72.2%	4.5点	B	B				
	40	313	福野産業文化会館	福野	生涯学習スポーツ課	福野中部まちづくり協議会		○			×	×		△		100.0%	72.2%	3.4点	B	B				
	41	321	福野文化創造センター「ヘリオス」	福野	生涯学習スポーツ課	ヘリオス運営共同体			○		○	△	△		○	○	100.0%	82.1%	4.6点	A	B			
															分類平均	100.0%	74.1%	4.4点						
															総平均	99.5%	72.9%	4.4点						

評価判定見直しについて

現在の指定管理者モニタリングシートを利用した指定管理者評価について課題を整理し、見直しを以下の方向で検討したい。

1. 現行の評価判定

項目	評価基準（現行）
利用実績	施設の利用実績を把握するうえで適当と考えられる実績について、「対計画比の3カ年の増減率の平均」を評価する。
事業収支	施設管理分、自主事業分（該当施設のみ）の収支について指定管理料を含めた「剰余金額（収支差額）の対計画差」を評価する。

ア. 実績（施設の運営状況）

i) 利用実績

項目	年度	当初計画	実績	達成率 (対計画比)	評価 ◎○△×	達成率の増減理由
イベント利用件数 単位：件	29				○	関係団体と連携をしながら、実施することができたため。
	30	2	2	100%		
	元	2	2	100%		
体験事業（そば） 単位：人	29				×	講師の都合に合わせて開催日程となったことが要因で、人数制限を行い利用者減に至った。
	30	130	74	57%		
	元	130	66	51%		
利用者数 単位：人	29				◎	定期的に利用する団体が増加したため。
	30	550	4,070	740%		
	元	550	3,107	565%		

※評価基準（達成率平均から判断） ◎=110%以上 ○=100%以上 △=100%未満 ×=90%以下

ii) 事業収支

(単位：千円)

項目	29			30			元			
	当初計画	実績	対計画差	当初計画	実績	対計画差	当初計画	実績	対計画差	
施設管理分	利用料金	450	412	▲ 38	5,190	5,601	411	5,190	5,595	405
	その他料金	4,020	4,776	756	20	44	24	20	39	16
	指定管理料	5,658	5,658	0	5,668	5,668	0	5,668	5,720	52
	収入計 (A)	10,128	10,846	718	10,878	11,313	435	10,878	11,354	473
	人件費	2,400	2,314	▲ 86	3,211	2,324	▲ 887	3,211	2,420	▲ 791
	委託雇用費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	需用・役務費	4,600	4,381	▲ 219	4,373	5,059	686	4,373	5,098	725
	委託料費	2,300	1,792	▲ 508	1,700	1,761	61	1,700	1,266	▲ 434
	原材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他管理	800	1,240	440	850	745	▲ 105	850	480	▲ 370
支出計 (B)	10,100	9,727	▲ 373	10,134	9,889	▲ 245	10,134	9,264	▲ 870	
剰余金 (A)-(B)	28	1,119	1,091	744	1,424	680	744	2,090	1,346	
									評価	◎

自主事業分	事業物販・そば打ち体験	7,800	5,416	▲ 2,384	7,450	4,025	▲ 3,425	7,550	3,148	▲ 4,402
	収入	200	0	▲ 200	0	0	0	0	0	0
	収入計 (A)	8,000	5,416	▲ 2,584	7,450	5,416	▲ 3,425	7,550	3,148	▲ 4,402
	人件費	2,200	2,047	▲ 153	1,389	2,102	713	1,389	2,194	805
	原材料費	5,300	4,375	▲ 925	5,000	3,085	▲ 1,915	5,080	2,484	▲ 2,596
	その他経費	400	102	▲ 298	1,200	62	▲ 1,138	1,200	35	▲ 1,165
	支出計 (B)	7,900	6,524	▲ 1,376	7,589	5,249	▲ 2,340	7,669	4,713	▲ 2,956
剰余金 (A)-(B)	100	▲ 1,108	▲ 1,208	▲ 139	167	306	▲ 119	▲ 1,565	▲ 1,446	
									評価	×

※評価基準 ◎=剰余金額の対計画差が120%以上

○=剰余金額がプラスになっている

△=剰余金額がマイナスになっている

×=剰余金額の対計画差が80%以下

2. 評価判定の見直し（案）

項目	見直し（案）
利用実績	当年度の「対計画比」を評価する。 + 「対前年比」（実績）を評価する。 ※利用料収入のある施設は「利用人数」は必須とする。 ・「対計画比の3カ年の増減率の平均」から、当年度の「対計画比」に「対前年比」を加えることで当年度の実績を評価する。
事業収支	剰余金額（収支差額）の「対計画比」を評価する。 + 「対前年比」（実績）を評価する。 ・「剰余金額（収支差額）の対計画比」に「対前年比」を加えることで当年度の実績を評価する。

ア. 実績（施設の運営状況）

（単位：人・件・千円）

項目	29			30			元		
	当初計画	実績	対計画差	当初計画	実績	対計画差	当初計画	実績	対計画差
利用者数（人）				550	4,070	3,520	550	3,107	2,557
「利用者数」は必須指標とする。						前年比	76%	計画比	565%
						評価A	×	評価B	◎
						◎○△×		◎○△×	
イベント数（件）				2	2	0	2	2	0
						前年比	100%	計画比	100%
						評価A	○	評価B	○
						◎○△×		◎○△×	
体験者数（そば）（人）				130	74	▲56	130	66	▲64
						前年比	89%	計画比	51%
						評価A	×	評価B	×
						◎○△×		◎○△×	
						前年比		計画比	
						評価A		評価B	
						◎○△×		◎○△×	
						前年比		計画比	
						評価A		評価B	
						◎○△×		◎○△×	

※「評価A」：評価基準（前年比（実績）から判断）
 ◎=110%以上 ○=100%以上 △=100%未満 ×=90%以下
 ※「評価B」：評価基準（計画比から判断）
 ◎=110%以上 ○=100%以上 △=100%未満 ×=90%以下

施設管理分	利用料金	450	412	▲38	5,190	5,601	411	5,190	5,595	405
	その他料金	4,020	4,776	756	20	44	24	20	39	16
	指定管理料	5,658	5,658	0	5,668	5,668	0	5,668	5,720	52
	収入計 (A)	10,128	10,846	718	10,878	11,313	435	10,878	11,354	473
	人件費	2,400	2,314	▲86	3,211	2,324	▲887	3,211	2,420	▲791
	委託雇用費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	需用・役務費	4,600	4,381	▲219	4,373	5,059	686	4,373	5,098	725
	委託料費	2,300	1,792	▲508	1,700	1,761	61	1,700	1,266	▲434
	原材料費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他管理	800	1,240	440	850	745	▲105	850	480	▲370
支出計 (B)	10,100	9,727	▲373	10,134	9,889	▲245	10,134	9,264	▲870	
剰余金 (A)-(B)	28	1,119	1,091	744	1,424	680	744	2,090	1,346	
						前年比	147%	計画比	281%	
						評価C	◎	評価D	◎	
						◎○△×		◎○△×		

自主事業分	事業物販・そば打ち体験	7,800	5,416	▲2,384	7,450	4,025	▲3,425	7,550	3,148	▲4,402
	収入	200	0	▲200	0	0	0	0	0	0
	収入計 (A)	8,000	5,416	▲2,584	7,450	5,416	▲3,425	7,550	3,148	▲4,402
	人件費	2,200	2,047	▲153	1,389	2,102	713	1,389	2,194	805
	原材料費	5,300	4,375	▲925	5,000	3,085	▲1,915	5,080	2,484	▲2,596
	その他経費	400	102	▲298	1,200	62	▲1,138	1,200	35	▲1,165
	支出計 (B)	7,900	6,524	▲1,376	7,589	5,249	▲2,340	7,669	4,713	▲2,956
剰余金 (A)-(B)	100	▲1,108	▲1,208	▲139	167	306	▲119	▲1,565	▲1,446	
						前年比	-937%	計画比	1315%	
						評価E	×	評価F	◎	
						◎○△×		◎○△×		

※「評価C」「評価E」：評価基準（前年比（実績）から判断）
 ※「評価D」「評価F」：評価基準（計画比から判断）
 ◎=剰余金額の前年比又は計画比が120%以上 ○=剰余金額がプラスになっている
 △=剰余金額がマイナスになっている ×=剰余金額の前年比又は計画比が80%以下

(施設管理分+自主事業) 剰余金合計	128	11	▲117	605	1,591	986	625	525	▲100
--------------------	-----	----	------	-----	-------	-----	-----	-----	------

※「評価H」：評価基準（実績から判断）
 ◎=剰余金合計が0以上になっている
 ×=剰余金合計がマイナスになっている

評価G	◎×	◎
-----	----	---

3. 指定管理者へのコロナ禍対応

3-1 令和2年度の評価判定について

モニタリング実施時に各指定管理者にコロナ禍影響のヒアリングを行い、全指定管理者へは令和2年度中に購入したコロナ禍対策用品（消毒液や体温計）に要した費用について精算（3-3参照）し、産業系以外の指定管理者は令和元年度分の機会損失分の精算（3-2参照）、産業系の指定管理者は休館要請に伴う協力金の支給により対応（3-3参照）することとしました。

産業系以外の施設（文化ホールや体育施設等）は、稼働が少なくなると管理費用の縮減となり、精算することで剰余金が発生すると考えています。

3-2 令和元年度 指定管理料（コロナ禍影響分）の精算（案）について

令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大が始まり、指定管理施設によっては予約のキャンセル等が発生した時期であることから、以下により精算することとしました。

対象施設	産業系以外の指定管理施設
対象期間	令和2年3月1日～3月31日分
対象事業	施設管理分にかかるものを対象とする。会館事業、自主事業分は対象外。
精算対象	令和2年3月1日～3月31日までにキャンセルとなった利用料収入見込額を対象とする。ただし、業務未執行により支出しなかった費用（光熱水費、消耗品費、委託料等）を控除する。

3-3 令和2年度のコロナ対応費用の精算について

新型コロナウイルス感染症については、感染者の拡大は収束していない状況であることから、指定管理施設において、新生活様式（3密回避、手洗い（消毒）、マスク、ソーシャルディスタンス等）のための費用負担が想定されています。

新生活様式に必要となる用品（消毒液、体温計等）は令和2年度末に修繕料と合わせて指定管理料で賄いきれない分について精算したいと考えています。

3-4 令和2年度 休館要請期間中の協力金算定について

令和2年4月7日に国が発出した新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を受け、南砺市では4月17日から公共施設の休館を要請したことから、休館していた指定管理施設について以下により協力金を算定いたしました。

対象期間	令和2年4月1日～5月31日分
対象事業	施設管理分にかかるものを対象とする。自主事業分は対象外。
内容	<p>① 前年度同月利用料金収入額の50%（今年度の収入額が前年度同月比50%未満の場合）</p> <p>② 休館期間中に施設維持に必要となる人件費を除く固定費相当額 ※1) 固定費相当額は R2.4、5月支出分の光熱費、燃料費、委託料、使用料及び賃借料、通信運搬費、保険料です。ただし、市の他の補てんと重複しないこと。 ※2) 市の施設であることから、休館期間中に施設維持に必要となる固定経費は市が負担するべきものと考えられることと、国の持続化給付金の考えから①または②のいずれか少ない額を支給（万円未満切捨）</p> <p>③ 支給額が60万円を下まわる場合は60万円を支給 （富山県・市町村型新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(4/23～5/6)（50万円）＋市休業等協力支援金(5/7～5/31)（10万円）＝60万円） ※民間の類似施設があることから、同等の支援は必要と考えられるため</p> <p>④ 指定管理料0円の指定管理者は、休館期間中であっても指定管理料の支給がないことから、連絡調整のための人件費相当額1名分を支給（万円未満切捨） ※富山県最低賃金時間額@848×8時間×45日×1名≒30万円</p>

※原則、国・県の支援対象となる指定管理者が、その支援を受けない場合は対象にしない。